



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ビ キ タ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 川 内 雅 彦
(コード番号：3858)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 家 高 朋 之
(TEL. 03-5908-3451)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第6条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) その他上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

別紙「定款変更の新旧対照表」をご参照ください。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 19 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 19 日（金曜日）

以 上

定款変更の新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
<u>第6条 (株券の発行)</u> <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
第7条 (自己株式の取得) 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	第6条 (自己株式の取得) (現行どおり)
第8条 (株主名簿管理人) 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第7条 (株主名簿管理人) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)
第9条 (株式取扱規程) <u>当会社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第8条 (株式取扱規程) 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、 <u>株主の権利行使に際しての手続等</u> については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第10条～第49条 (省略)	第9条～第48条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u> 第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除するものとする。</u>